

屆出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和8年3月 日

金沢市議会議員補欠選挙候補者

(宛先) 金沢市選挙管理委員会委員長 木梨 松嗣

備考

- 「使用者の別」の欄には、選挙運動用のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
 - 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
 - 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
 - 一枚の用紙に書ききれないときは、補助用紙を継ぎ足して記載してもよい。